

京都観光総合調査に係る調査等実施業務 仕様書

1 業務名

京都観光総合調査に係る調査等実施業務

2 業務の目的

本業務は、京都市内への観光入込客の旅行目的、消費額、満足度など観光入込客の実態を把握するためアンケート調査等を実施し、その特性、傾向などを分析するものである。

本業務で得られたデータにより、「京都観光振興計画2025」（令和3年3月策定）の指標及び目標値として同計画の進捗管理を行うとともに、今後の観光政策の企画・立案のための基礎的データを得ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) カウント調査

ア 調査概要

観光入込客統計調査（後述4(2)参照）の実施に当たり、一部調査地点における利用者数について、カウンター等を用いて時間ごとに調査し、時間帯毎の利用者の構成割合を推計（以下「カウント調査」という。）する。

イ 調査地点

○鉄道駅

地点数	鉄道事業者名	駅の名称
4か所	J R 西日本	京都駅
	J R 東海	京都駅
	阪急	京都河原町駅
		嵐山駅

○駐車場

地点数	設置者	名称
1か所	京都市	円山駐車場

○定期高速バス

地点数	名称
1か所	京都駅バスターミナル

上記6か所のうち、発注者が指定する3か所で実施する。

※ 令和6年度は、J R 西日本 京都駅、J R 東海 京都駅、阪急 京都河原町駅の3か所を予定。

ウ 調査対象

鉄道駅での改札口通過人数（降客者）、駐車場利用台数及び乗車人数（出口通過台数及び人数）、定期高速バス到着台数及び乗車人数（降客者）

エ 調査時期

四半期ごとに平日・休日の各1日、合計2日実施する（概ね、令和6年5月、8月、11月、令和7年2月）。

※ 調査日については、発注者と協議のうえで確定する。

オ 調査時間

10時から17時まで

カ 調査員の確保

適切な調査を行える十分な調査員を配置すること。

キ データの集計

調査票の集計に当たっては、発注者が別に提供する様式を利用すること。

(2) 観光入込客統計調査、日本人及び外国人観光入込客実態調査

ア 調査概要

(7) 観光入込客統計調査

調査地点を訪れた来訪者を日本人、外国人の別なく調査対象とし、調査員による対面での聞き取りにより、声掛け数に占める観光客の割合（観光入込客比率）等を調査する。

(4) 日本人観光入込客実態調査

アンケート調査用封筒等の配布により、日本人観光客の実態等を調査する。

(7) 外国人観光入込客実態調査

調査員による対面聞き取りにより、外国人観光客の実態等を調査する。

イ 調査地点

○鉄道駅

地点数	鉄道事業者名	駅の名称
6か所	J R 西日本	京都駅
		山科駅
	J R 東海	京都駅
		京都河原町駅
	阪急	嵐山駅
		桃山御陵前駅

○駐車場

地点数	設置者	名称
3か所	京都市等	嵐山駐車場
		円山駐車場
		ゼスト御池地下駐車場

○定期高速バス

地点数	名称
1か所	京都駅バスターミナル

○観光地点等、京都市内観光地・施設等5か所程度（以下「観光地点等」という。）

※ 観光地点等について

- ・ 観光地点等における調査は、日本人及び外国人観光入込客実態調査に限る。
- ・ 委託契約締結後、発注者が指定した観光地・施設等とする
- ・ 日本人観光入込客実態調査の令和6年度の調査地点は、二条城、清水寺、京都駅前及び京都御苑の合計4か所を予定。
- ・ 外国人観光入込客実態調査の令和6年度の調査地点は、二条城、清水寺、京都駅前、京都御苑及び阪急 嵐山駅の合計5か所を予定。

ウ 調査対象

(7) 観光入込客統計調査

鉄道駅の利用者、駐車場の利用者、定期高速バスの降客者

(イ) 日本人観光入込客実態調査

日本人観光客

(ウ) 外国人観光入込客実態調査

外国人観光客

エ 調査時期

いずれの調査も、「4(1)カウント調査」の実施後、相当の間隔を空けず、四半期ごとに平日・休日の各1日、合計2日ずつ実施する（概ね、令和6年5月、8月、11月、令和7年2月）。

ただし、二条城又は清水寺での調査については、平日・休日の各2日、合計4日実施とする。

※ 調査日等については、発注者と協議のうえで確定する。

※ 「4(2)オ 回収必要サンプル数」に定める必要サンプル数を回収出来なかった場合は、調査日を追加することとし、その場合に発生した費用については、受注者負担とする。

なお、社会情勢や経済情勢等、受注者の責めに帰することができない事由により、従来の調査日の範囲ではサンプル数が確保できないと想定される場合は、発注者と事前協議のうえ、取扱いを定めることとする。

オ 回収必要サンプル数

(7) 観光入込客統計調査

「ウ 調査対象」に対して定期券の有無、観光客・ビジネス客・買い物客、市民・非市民の別について、対面による聞き取り調査を行う。

※ 調査地点合計で1期ごとに14,000件程度を想定。このほか、「4(1)カウント調査」の結果を踏まえ、時間帯ごとの聞き取り最低人数を設ける。詳細は発注者との協議のうえ定める。

(イ) 日本人観光入込客実態調査

- ・ 四半期ごとに1,100サンプル以上、年合計で4,400サンプル以上を回収できるよう計算してアンケート調査用封筒等を準備・配布する。

ただし、同一団体に対して複数のアンケート調査用封筒等を配布してはならない。また、声掛けの段階で性別、年代を調査用タブレットにデータとして蓄積する。

- ※ 有効な回答が得られた調査票のみをサンプル数としてカウントする。
- ・ アンケート調査用封筒等の郵送先は、受注者とし、郵送料金については、発注者が負担する。
- ・ 四半期ごとにアンケート調査用封筒等の回答者に抽選でプレゼントを郵送するため、受注者において、プレゼントの当選者を無作為抽出のうえ発注者に報告すること。

なお、プレゼントの用意及び発送は発注者において行う。

(ウ) 外国人観光入込客実態調査

外国人観光客に対して、四半期ごとに400サンプル以上、年合計で1,600サンプル以上に対面での聞き取り調査を行う。

- ※ 有効な回答が得られた調査票のみをサンプル数としてカウントする。
- ※ 必要な調査サンプルを確保するための言語別の調査票を用意するとともに、回収率を上げる工夫を講じること。
- ※ 調査票の回答者にはその場でノベルティを渡すこと。ノベルティの用意は受注者負担とし、事前に発注者の承認を得た経費に限るものとする。

カ 調査時間

10時から17時まで

キ 調査内容

(ア) 観光入込客統計調査

- ・ 調査項目は別紙1のとおりとする。
- ・ 併せて、駐車場においては平均乗車人数を、定期高速バスにおいては、平均乗車人数及び平均の市内利用駐車場数を把握すること（バスの運転手に聞き取るなど）。

(イ) 日本人観光入込客実態調査

発注者が指定した調査票（別紙2）を用いて調査を行うこと。

(ウ) 外国人観光入込客実態調査

発注者が指定した調査票（別紙3）で、受注者の負担により翻訳（英語、フランス語、中国語（繁・簡）、韓国語、スペイン語）した調査票を用いて調査を行うこと。

なお、調査項目の変更に合わせて、都度、調査票の微調整及び追加翻訳を行うこと。

ク 調査票等の印刷

- ・ アンケート調査用封筒等は、四半期ごとに文言に多少の変更があるため、その都度印刷すること。
- ・ アンケート調査用封筒等に、発注者が提供する市政広告を印刷すること。
- ・ 印刷に要する経費は、全て受注者が負担すること。

ケ 調査員の確保

- ・ 1 地点毎に複数人配置するなど、適切な調査を行える十分な調査員を配置すること。
- ・ 調査の実施に当たっては、適当な人数の監督員を配置すること。
- ・ 外国人観光入込客実態調査については、調査の対象が特定の国籍、言語の外国人に偏りが出ないように、複数の言語に対応出来るよう調査員を配置すること。

コ データの集計・分析

- ・ 集計に当たっては、発注者が提供する様式及び集計システムを利用すること。
- ・ 集計システムへのデータ入力に当たっては、異なる 2 人の者に同じデータを入力させ、2 人の入力結果が一致するまで突合作業を行うこと。
- ・ 集計、分析の内容等については「京都観光振興計画 2025」の指標を踏まえるとともに、細目等については事前に発注者と相談すること。
とりわけ外国人観光入込客実態調査においては、京都市の主要市場（北米、オセアニア、欧州、中国、台湾、香港、韓国、東南アジア、その他）ごとの集計・分析を行うこと。

サ その他

- ・ 調査の際は、調査票等に I D を記入するなど、調査地点が分かるようにすること。

(3) 外国人客及び修学旅行客宿泊利用状況調査

ア 調査概要

発注者が指定した京都市内の宿泊施設に調査票を郵送・回収し、令和 6 年に京都市内に宿泊した外国人客数及び修学旅行客数を把握する。

イ 調査箇所数

発注者が指定した京都市内の宿泊施設約 1, 300 か所とする。なお、郵送先の施設名及び住所のリストは、発注者から受注者に提供する。

ウ 調査時期

令和 7 年 1 月頃に調査票の郵送を予定しており、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

エ 調査票の印刷・郵送

- ・ 調査票は発注者が指定した調査票とする（別紙 4）。
- ・ 調査票回答の郵送先は受注者とし、郵送料金については受注者が負担すること。
- ・ 調査票の郵送に際し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒については切手を貼付するなど、調査票を回答した宿泊施設が郵送料を負担することのないようにすること。
- ・ 調査票は、受注者において電子メールにて回答を受け付けることを認めること。

- ・ 「4 (3) 外国人客及び修学旅行客宿泊利用状況調査」に係る一切の経費は、全て受注者の負担とする。

オ データの集計

- ・ 調査票の集計に当たっては、発注者が別に提供する集計システムを利用すること。
- ・ 集計システムへのデータ入力に当たっては、異なる2人の者に同じデータを入力させ、2人の入力結果が一致するまで突合作業を行うこと。

(4) 令和5年調査結果集計

令和5年の調査結果を発注者指定の様式に改編し、データ整理を行うこと。整理するデータは、「4 (2) 観光入込客統計調査、日本人及び外国人観光入込客実態調査」で収集した情報で、発注者が指定したデータを用いること。

(5) 京都観光総合調査本冊の送付

発注者が作成する京都観光総合調査本冊を、発注者が指定する関係機関等約600か所に送付すること。

なお、送付に係る経費は受注者が負担するものとする。

5 成果物の提出

- ・ 4 (1) 及び(2)に係る四半期ごとの集計・分析結果については、調査日から30日以内に、年間を通じた集計・分析結果については令和7年3月31日までに報告書及び電子データを提出すること。
- ・ 4 (3)の集計・分析結果については令和7年3月31日までに報告書及び電子データを提出すること。
- ・ 4 (4)の集計結果の提出期日については別途発注者の指示に従うこと（概ね令和6年4月中を想定。）。

6 その他

- ・ 4 (1) 及び(2)に係る調査施設等に対する調査協力依頼については、発注者が行う。ただし、依頼文書の作成は受注者が行うこと。
- ・ 調査員に対して、調査の手法、記入方法、注意事項等について十分に説明を行うとともに、本件が公的な統計調査であることを念頭に、高い倫理観をもって業務を遂行すること。
- ・ 「京都市」と記載されたジャンパー・腕章等並びに受注者の会社名及び調査員の氏名を記載した名札を受注者が作成、調査員に着用させること。
なお、ジャンパー・腕章等のデザインについては、事前に発注者と協議すること。
- ・ 対面聞き取り調査は、対象者に調査をお願いし、了承を得られた場合についてのみ行うこと。